

新しいFP3級テキスト&問題集 2020年 - 2021年版 内容に関する正誤一覧

ページ	訂正箇所	誤	正
1分冊 P. 6	ページ最下段	相続・事業継承	相続・事業 承継
1分冊 P. 28	下段 計算式説明	1%のときは 1 + 1.01	1%のときは 1 + 0.01
1分冊 P. 47~48	P. 47 2つ目イラスト P. 47 フラット 35 説明 P. 48 表内 「対象住宅」欄	住宅支援機構	住宅 金融 支援機構
1分冊 P. 69	ページ下 図	退職の申し込み	求職 の申し込み
1分冊 P. 71	語呂合わせ	61歳以上は最大 15%	61%以下は最大 15%
1分冊 P. 75	2 上から3行目	第1号被保険者と第3号被保険者の保険料は、	第 2 号被保険者と第3号被保険者の保険料は、
1分冊 P. 80	ページ中央 コメント	1/2 免除期間	全額 免除期間
1分冊 P. 85	ページ上段 タイトル	3 老齢基礎年金の受給要件	3 老齢 厚生 年金の受給要件
1分冊 P. 88	本文4行目と ページ下表1段目	65歳前半	60代 前半 (60歳~64歳)
1分冊 P. 88	65歳以降 上から2行目	報酬比例部分+経過的加算+加給年金	老齢厚生年金 +経過的加算+加給年金
1分冊 P. 92	ページ上段 イラスト		
1分冊 P. 93	上段 Point	障害厚生年金は3級もあって、 配偶者の加算	障害厚生年金は3級 まで あって、 1、2級 は配偶者の加算
1分冊 P. 95	復習 下から2行目	障害厚生は1級2級3級で 配偶者の加算	障害厚生は 1級2級 で 配偶者の加算
1分冊 P. 113	下段表 2段目と ページ下イラスト	収支相当の原則	収支 等 の原則
1分冊 P. 114	ページ上段 イラスト	保険契約者機構がある！	保険契約者 保護 機構がある！
1分冊 P. 123	上から6行目	②末期独立後	② 末子 独立後
1分冊 P. 132	9 加入限度額 1行目	2,000万円が限度。	1,000万円 が限度。
1分冊 P. 141	上段の表の 最下段	8.4万円	7万円
1分冊 P. 169	囲み内 下から3行目	~までの契約であること	~までに締結した契約 であること
1分冊 P. 182	イラスト内	預金保障制度	預金 保険 制度

1分冊 P. 215	右下イラストの コメント	PER	PBR
1分冊 P. 222	2 投資対象による 分類	投資信託は色々な分類方法があります。試験に狙われやすい分類方法を整理していきましょう。	投資対象による分類では、公社債投資信託と株式投資信託に分類できます。
2分冊 P. 7	上から2行目	不動産取得	不動産取得税
2分冊 P. 26	ページ上段 イラスト	所得金額の	長期の場合は、所得金額の
2分冊 P. 33 p. 38	p. 33 表内 「寡婦(寡夫)控除」欄 p. 38 6 寡婦(寡夫)控除	寡婦(寡夫)控除	令和2年4月1日の法改正により「寡婦(寡夫)控除」は、「ひとり親控除」35万円、「寡婦控除」27万円に分かれました。
2分冊 P. 36	上段 イラスト	配偶者の合計所得金額 38万円、85万円	配偶者の合計所得金額 48万円、95万円
2分冊 P. 59	表内3段目 「決定機関」欄	国税局長	国税庁
2分冊 P. 76	Point! 1行目	「定期(借地権)は	「定期(借家権)は
2分冊 P. 101	5 3行目	年の中途に売買した場合でも 翌年1月1日時点で	その年の1月1日に
2分冊 P. 195	上から1問目 表内「決定機関」欄	国税局長	国税庁

新しいFP2級テキスト&問題集 2020年 - 2021年版 内容に関する正誤一覧

ページ	訂正箇所	誤	正																																						
1分冊 P. 6、P. 8	ページ最下段	相続・事業継承	相続・事業 承継																																						
1分冊 P. 37	社会保険労務士法 1行目	労働社会保険法令	労働社会保険 諸 法令																																						
1分冊 P. 41	教育ローンと 貸与型奨学金の図	(海外留学の場合は450万円) 借→保護者(※) 返→保護者	(海外留学等の場合は450万円) 借→保護者(※) 返→保護者(※)																																						
1分冊 P. 45～46	P. 45 フット35説明 P. 46 表内「対象住宅」欄	住宅支援機構	住宅 金融 支援機構																																						
1分冊 P. 68	8 下記図	介護休給付業	介護休業給付																																						
1分冊 P. 69	表内 1段目	高年齢雇用継続給付金	高年齢雇用継続 基本 給付金																																						
1分冊 P. 70	語呂合わせ	61歳以上は最大15%	61%以下 は最大15%																																						
1分冊 P. 83	上部表の下 上から1行目	1/2 免除期間	全額 免除期間																																						
1分冊 P. 92	65歳以降 上から2行目	報酬比例部分+経過的加算+加給年金	老齢厚生年金 +経過的加算+加給年金																																						
1分冊 P. 95	在職老齢年金の減額 の内容 下から3行目	(標準報酬月額+1年間の 賞与額)÷12	標準報酬月額+1年間の 賞与額 ÷12																																						
1分冊 P. 96	ページ上段 イラスト	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td rowspan="4">障害 手当金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚生 年金</td> <td colspan="3">障害厚生年金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者がいれば 加算される!</td> <td>加算 なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害 手当金</td> <td colspan="3">障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子どもがいれば 加算される!</td> <td>加算 なし</td> </tr> </table>		1級	2級	3級	障害 手当金	厚生 年金	障害厚生年金			配偶者がいれば 加算される!		加算 なし	障害 手当金	障害基礎年金			子どもがいれば 加算される!		加算 なし	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td rowspan="4">障害 手当金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚生 年金</td> <td colspan="3">障害厚生年金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者がいれば 加算される!</td> <td>加算 なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国民 年金</td> <td colspan="3">障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">子どもがいれば 加算される!</td> </tr> </table>		1級	2級	3級	障害 手当金	厚生 年金	障害厚生年金			配偶者がいれば 加算される!		加算 なし	国民 年金	障害基礎年金			子どもがいれば 加算される!		
	1級	2級	3級	障害 手当金																																					
厚生 年金	障害厚生年金																																								
	配偶者がいれば 加算される!		加算 なし																																						
障害 手当金	障害基礎年金																																								
	子どもがいれば 加算される!		加算 なし																																						
	1級	2級	3級	障害 手当金																																					
厚生 年金	障害厚生年金																																								
	配偶者がいれば 加算される!		加算 なし																																						
国民 年金	障害基礎年金																																								
	子どもがいれば 加算される!																																								
1分冊 P. 96	Point	障害厚生年金は3級もあって、 配偶者の加算	障害厚生年金は3級 まで あっ て、 1、2級 は配偶者の加算																																						
1分冊 P. 99	POINT! 下から2行目	障害厚生は1級2級3級で 配偶者の加算	障害厚生は 1級2級 で 配偶者の加算																																						
1分冊 P. 114	イラスト内	賃借	貸借																																						
1分冊 P. 131	ページ中央 枠内	保険業法 300	保険業法 300条																																						
1分冊 P. 135	遺族生活資金	②末期独立後	② 末子 独立後																																						
1分冊 P. 180	表内 「人身傷害補償保険」欄	被保険者が死傷した場合に	搭乗者 が死傷した場合に																																						
1分冊 P. 204	イラスト	預金保障制度	預金 保険 制度																																						
1分冊 P. 232	アドバイス 上から2行目	債権	債券																																						
1分冊 P. 248	イラスト	情報投資信託	上場 投資信託																																						

1分冊 P. 281	解説 上から3問目	資金回収係数	資本回収係数
1分冊 P. 288	解説3 上から1行目	日本政策融公庫	日本政策金融公庫
1分冊 P. 296	問題 上から2問目	保険法は、	保険業法は、
2分冊 P. 29	19 (雑所得の例)	①公的年金など……国民年金、老齢厚生年金 ②その他の年金制度の年金……確定拠出年金、中小企業退職金共済、国民年金基金、厚生年金基金、小規模企業共済など	①公的年金など……国民年金、老齢厚生年金、 確定拠出年金 、 中小企業退職金共済 、 国民年金基金 、 厚生年金基金 、 小規模企業共済 など
2分冊 P. 35 P. 40	p. 35 表内 「寡婦(寡夫)控除」欄 p. 40 8 寡婦(寡夫)控除	寡婦(寡夫)控除	令和2年4月1日の法改正により「寡婦(寡夫)控除」は、「ひとり親控除」35万円、「寡婦控除」27万円に分かれました。
2分冊 P. 37	ページ最下段	配偶者の合計所得金額 38万円、85万円	配偶者の合計所得金額 48万円、95万円
2分冊 P. 64	7 上から7行目	資産の種類ごとに定額法か定率法を選択して届け出しますが、	資産の種類によっては届け出により定額法か定率法かを選択できますが、
2分冊 P. 75	上から2行目 公式	課税仕入に係る消費税額	課税売上高に係る消費税額
2分冊 P.78、P.79	p. 78 1 枠内2行目 p. 79 表内1段目 p. 79 POINT! 1行目	基準値標準価格	基準地標準価格
2分冊 P. 79	表内3段目 「決定機関」欄	国税局長	国税庁
2分冊 P. 190	枠内上段 タイトル	相続時清算課税制度	相続時 精 算課税制度
2分冊 P. 194	イラスト内 吹き出し	2月16日～3月15日	2月1日～3月15日
2分冊 P. 216	表内 2段目 右	全額納税	全額 猶 予
2分冊 P. 235	解説 上から3問目	(瑕疵担保責任など)	(契約不適合責任など)
2分冊 P. 253	解説 3 上から1行目	6等親、3等親	6親等、3親等
2分冊 P. 261	遺言 解説 4	不適切	適切
2分冊 P. 271	《設例》 の追加	<p>《設例》 Aさんは、2019年11月に取得価額6,000万円で新築マンションを取得(契約締結)し、同月中に入居した。住宅購入の頭金には、自己資金1,000万円と2019年10月にAさんの父親から住宅取得資金として贈与を受けた2,000万円を充当し、残りの3,000万円は銀行の住宅ローンを利用した。</p> <p>留意点: ・当該マンションの取得は、特別特定取得(消費税10%)に該当する。 ・当該マンションは、認定長期優良住宅および省エネ等住宅に該当する。 ※上記以外の条件は考慮しない</p>	
2分冊 P. 273	解答・解説 下から5行目	5,500,000円-5,574,975円	5,574,975円-5,500,000円
2分冊 P. 280	《資料》 相続税の速算表	給与所得控除額	控除額

2分冊 P. 308	〈資料〉 所得税の速算表	法定相続分に応ずる取得金額	課税所得金額
2分冊 P. 309	解答・解説 ② 下から1行目	62万円となります。	63万円となります
2分冊 P. 349	問 23 4行目	に伴う手数料等は考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。	削除
2分冊 P. 356	ページ下 計算式枠タイトル	<信子さんの国民年金の保険料納付状況>	<老齢基礎年金の計算式>
2分冊 P. 356	下段 計算式	(保険料免除月数+免除の種類に応じた割合※)	(保険料免除月数×免除の種類に応じた割合※)
2分冊 P. 364	〈贈与税の速算表〉 下から12行目	(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合	(ロ) 20歳以上の者が直系尊属以外から贈与を受けた財産の場合 (一般贈与財産)